

名古屋鉄道健康保険組合 保健事業補助規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋鉄道健康保険組合（以下「組合」という）の組合員の健康管理並びに疾病予防に関する費用の一部を補助することにより、組合員の健康増進に資することを目的とする。

(保健事業補助の範囲)

第2条 組合が実施する保健事業補助は事業計画および組合予算に基づいて運営する。

(保健事業補助の利用方法)

第3条 組合が実施する保健事業補助の利用方法は以下のとおりとする。

- (1) 組合員が保健事業補助を利用する際の対象者、支給要件、利用可能回数、自己負担額等の条件は別表1のとおりで、かつ組合会で承認された予算額を上限とする。
- (2) 事業所が保健事業補助を利用する際の条件等は別表2のとおりで、かつ組合会で承認された予算額を上限とする。

(支給資格)

第4条 保健事業補助を受けようとする場合、対象となる事業を利用した時点において、組合員の資格を有していなければならない。

(支給申請手続)

第5条 組合員および事業所が、保健事業補助を支給申請する場合は、組合が定める手続によらなければならない。

(保健事業補助の返還について)

第6条 組合員および事業所が、本規程によらず保健事業補助を受けた場合は、速やかに補助の全額を組合に返還しなければならない。

(周知方法)

第7条 組合が実施する保健事業補助の内容は、下記の要領で組合員および事業所に周知する。

- (1) 別表1を組合のホームページ等により組合員に開示する。
- (2) 別表2を各事業所へ通知する。
- (3) 別表1および別表2の内容に変更がある場合、速やかに改定内容を周知する。

(運用)

第8条 特段の事情により本規程によらない取扱いを行なう場合は、組合事務局で検証し、必要に応じ理事長に報告する。なお重大な事案については理事会、組合会に報告する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。